

平成26年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年2月10日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
広域連合長あいさつ	3
議案第1号	4
議案第2号	5
議案第3号	6
議案第4号	17
議案第5号	17
議案第6号	22
議案第7号	27
一般質問	31
請願第1号	33
請願第2号	35
広域連合長あいさつ	37
閉会の宣告	38

議事日程〔第1号〕

平成26年2月10日（月曜日）午後1時15分開議 メルパルク名古屋「平安」の間

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 会期の決定 | |
| 第4 | 諸般の報告 | |
| 第5 | 議案第1号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 議案第2号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 議案第3号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第8 | 議案第4号 | 平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 第9 | 議案第5号 | 平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第10 | 議案第6号 | 平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第11 | 議案第7号 | 平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第12 | 一般質問 | |
| 第13 | 請願第1号 | 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書 |
| 第14 | 請願第2号 | 愛知県に対して、健診・ワクチン接種等の補助に関する要望書の提出を求める請願書 |

会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（31名）

1番	加藤 昭 孝	2番	斎藤 まこと
3番	長谷川 健 二	4番	水野 正 光
5番	鈴木 英 治	6番	筒井 俊 秋
7番	京 極 扶美子	8番	山 田 一 己
10番	毛 受 明 宏	11番	櫻 井 信 夫
12番	下 方 繁 孝	13番	盛 田 克 己
14番	江 端 菊 和	15番	森 本 康 夫
16番	松 浦 満 康	17番	池 田 滋 彦
19番	大 嶽 弘	20番	稲 垣 正 明
21番	加 藤 芳 文	22番	熊 谷 行 史

24番	大場	康議	25番	古関	充宏
26番	彦坂	久伸	27番	松井	よしのり
28番	岩本	たかひろ	29番	とみぐち	潤之輔
30番	沢田	晃一	31番	さいとう	実咲
32番	大村	光子	33番	田辺	雄一
34番	わしの	恵子			

欠席議員（2名）

9番	山田	治義	18番	太田	俊昭
----	----	----	-----	----	----

説明のため出席した者

広域連合長	河村	たかし
副広域連合長	榊原	純夫
事務局長	朝倉	信也
事務局次長	源嶋	司
会計管理者	関戸	秋彦
総務課長	田原	一平
管理課長	都築	忠義
給付課長	富永	豊寿
庶務グループリーダー	伊藤	和成
保険料グループリーダー	磯野	聡

職務のため出席した者

議会事務局長	田原	一平
議会事務局書記	本田	浩一

午後 1 時15分 開会

○議長（加藤昭孝） ただいまの出席議員は30人であります。

議員定数34人中、半数以上の議員の皆様が出席されており、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

21番、加藤芳文議員及び22番、熊谷行史議員に、お願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤昭孝） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

山田治義議員、太田俊昭議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第292条において準用する地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員より報告された例月出納検査及び定例監査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（加藤昭孝） 河村広域連合長。

（河村広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（河村たかし） 広域連合長の河村でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

平成26年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと存じます。

初めに、去る2月3日、広域連合議会議員の現職でお亡くなりになりました柳田通夫氏の御冥福を心よりお祈りいたします。

議員の皆様方には大変御多用の中、本日は御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろより後期高齢者医療制度の運営につきまして格別な御理解、御協力を賜

り、重ねて御礼を申し上げます。

議員の皆様方につきましても御承知のとおり、後期高齢者医療制度につきましては、社会保障制度改革の手順などをまとめました、いわゆるプログラム法により、現行制度を踏襲しながら必要な改正を行うことになっております。私ども広域連合といたしましては、引き続き適切な事務事業の遂行に努めてまいります。

本日の定例会におきましては、当広域連合の今後2年間の財政運営を担う保険料率の改正につきまして御審議をお願いしております。保険料負担につきましては、被保険者の皆様に不安や混乱を生じさせることがないように、可能な限り増加を抑制することが必要であることを強く認識いたしております。こうしたことから、私どもの広域連合の剰余金の活用に加えまして、愛知県で管理しております財政安定化基金を最大限活用できるように県に働きかけ、被保険者の皆様に御負担いただく保険料の増加抑制を可能な限り図ったところでございます。

本日は、このほか条例の改正に関する議案、平成25年度におきます補正予算及び平成26年度当初予算に関する議案を上程させていただいておりますが、何とぞよろしく御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単であります。私のあいさつといたします。ありがとうございました。

以上です。

○議長（加藤昭孝） 次に、日程第5、議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由に記載がありますように、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正によりまして規定を整理する必要があるため、改正するものでございます。

1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。

この条例の改正案でございます。

改正の内容は、55歳を超える職員の昇給は勤務成績が特に良好である場合に限り行うよう改正するものでございます。

施行日は、附則にありますように、公布の日でございます。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の2ページにお示ししてございます。

議案第1号についての御説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（加藤昭孝） これより質疑を行います。

議案第1号に関して、4番、水野正光議員から通告がありましたので、質疑を許します。

4番、水野正光議員。

○4番議員（水野正光） 4番、水野正光でございます。

議案第1号の55歳を超える職員の昇給ストップについて質疑をさせていただきます。

公務員の給与は、ここ十数年ずっと下がってきているわけですが、今、国を挙げて景気回復という中で、公務員給与の削減については水を差すものではないかということを考えております。

2点、お伺いいたします。

1点目は、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行い、勤務成績が標準である場合は昇給を行わないとされていますが、良好と標準をどのような基準で決めるのか。また、良好な職員と標準の職員との割合をどのように考えてみえるか、お伺いいたします。

2点目に、今回の条例改定がされた場合、当広域連合において対象となる職員数は何人か、また、その影響額はどうなるのか、お伺いいたします。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 55歳を超える職員の昇給のお尋ねについてでございます。

勤務成績の基準につきましては、現在、当広域連合には固有職員がいないことから、定めておりません。なお、今後必要となった場合には、国の基準等を参考に策定いたします。

次に、対象となる職員数、その影響額でございますが、ともにございません。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、4番、水野正光議員の質疑を終わります。

通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加藤昭孝） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧いただきたいと思っております。

提案理由に記載がありますように、現行の条例が平成25年度末で失効することになっており、平成26年度も引き続きこの基金の活用による保険料負担軽減措置を実施するため、改正するものでございます。

1枚おめくりいただき、7ページをご覧ください。

この条例の改正案でございます。

改正の内容は、この条例の期限を平成26年3月31日から平成27年3月31日に改めるものでございます。

施行日は、附則にありますように、公布の日でございます。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の4ページにお示ししてございます。

議案第2号についての御説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤昭孝） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加藤昭孝） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

提案理由に記載がありますように、保険料率及び保険料賦課限度額の改定、並びに保険料軽減対象拡大への対応が必要なため、改正するものでございます。

改正案は11ページでございます。

内容につきましては、議案参考資料により御説明いたします。

恐れ入ります、議案参考資料の5ページをご覧くださいと思います。

1の概要にありますように、保険料率は2年間の財政運営期間ごとに定めることになっており、平成26年度がこの初年度に当たることから、保険料率を改定するとともに、政令に合わせて所要の改正をするものでございます。

2の改正内容にありますように、（1）の保険料率につきましては、平成26年度の所得割率を9.00%、被保険者均等割額を4万5,761円に、また、（2）の保険料賦課限度額につきましては、中間所得者の負担を軽減する観点から、現行の55万円から57万円に引き上げるものでございます。（3）の保険料軽減対象の拡大につきましては、低所得者の負担を軽減する観点から均等割額の2割軽減と5割軽減の所得基準額を引き上げるものでございます。

施行日は平成26年4月1日でございます。

なお、改正後の規定は平成26年度以降の年度分の保険料について適用するものでございます。

6ページ、7ページに新旧対照表をお示ししてございます。

恐れ入ります、9ページをご覧ください。

（3）に保険料算定に当たっての数値をお示ししてあります。このうち、保険料率に大きな影響を与えるものとして、区分の3つ目の医療給付費総額の括弧内の1人当たりの額

と最下段の後期高齢者負担率でございます。

2枚おめくりいただき、12ページをご覧ください。

平成26・27年度の保険料につきましては、②にありますように、平成24・25年度と比較して、11.18%の増加が見込まれましたが、保険料増加に対する抑制措置として、広域連合の剰余金32億円と、県財政安定化基金約94億円を活用することなどにより、1人当たり平均保険料は8万2,584円となり、3.28%の増に抑制できたものでございます。

なお、この保険料増加率3.28%につきましては、増加要因である1人当たり医療給付費の伸びと後期高齢者負担率の上昇に保険料軽減対象拡大の影響を加味して試算したプラス3.23%におおむね一致するため、適切なものと考えております。

2枚おめくりいただき、16ページをご覧ください。

保険料賦課限度額を55万円から57万円に引き上げる際のイメージ図でございます。今回、賦課限度額を引き上げることにより、中間所得者においては網かけ部分に相当する保険料負担が軽減されることとなります。

次に、右の17ページをご覧ください。

保険料軽減対象の拡大でございます。妻の年金収入80万円以下の夫婦世帯の夫の場合について、現行と改正後のイメージ図でございますが、2割軽減、5割軽減ともに所得基準額が引き上げられ、改正後の矢印部分が拡大いたします。

1枚おめくりいただき、18ページをご覧ください。

③に2割軽減から5割軽減に移行するモデルと、改正後新たに2割軽減に該当するモデルをお示ししてございます。いずれも、平成24・25年度と比較して、保険料額が減少いたします。

議案第3号についての御説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤昭孝） この際、傍聴者の方に申し上げます。

この議場では、帽子、外套、襟巻等の類いは着用しないこととなっております。ただし、病気、その他の理由によりどうしてもという方は議長にお申出願いたいと思います。

これより質疑を行います。

議案第3号に関して、4番、水野正光議員、34番、わしの恵子議員、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質疑を許します。

4番、水野正光議員。

○4番議員（水野正光） 4番、水野正光でございます。

議案第3号について、保険料の改定について質疑をさせていただきます。2点についてお伺いいたします。

1点目は、剰余金、財政安定化基金の活用についてであります。

平成26・27年度の財政運営における保険料の試算は11.18%の増ということですが、それを国の示す保険料増加抑制措置によって剰余金32億円を活用し、9.25%の上昇にする、さらに、県の財政安定化基金94億円の活用で1人当たり平均保険料は8万2,584円で、平成24年・25年度に比べて3.28%、金額にして2,622円増に抑制したと示されています。

もともと後期高齢者医療制度は、被保険者が増え続け、医療給付も増え続けということで、2年ごとに保険料を上げないと運営できないという仕組みであったわけです。増加分

を全て基金で賄うようにすれば被保険者の負担が増え続けることはないというふうに思いますが、こうした仕組みで今後運営が大丈夫かどうか、まず伺います。

そこで、具体的に、剰余金、財政安定化基金の活用状況と次回以降の見通しはどのようなのか、伺いたします。

2点目ですが、保険料の計算の仕方であります。

今回2割軽減、5割軽減の拡大については評価したいと思いますが、保険料の概念図や、先ほど正誤表が出されましたが、保険料賦課限度額比較表が示されていますが、これではなかなか理解ができないのではないのでしょうか。また、複雑過ぎてそれぞれの被保険者が自分の保険料が簡単に計算できないし、また、仮に計算はできたにしても、その根拠について誰も納得できないのではないのでしょうか。

そこで、この仕組みを誰もが分かるように簡素化することや、自分で分かるような計算方法を考えておられるのか、伺いたします。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 保険料率の改定につきまして2点御質問をいただきました。

1点目は、剰余金及び県財政安定化基金の今までの活用状況と次回以降の見通しのお尋ねについてでございます。

平成22・23年度改定時においては、剰余金17億円、基金約92億円を、平成24・25年度の改定時においては、剰余金34億円、基金約94億円を保険料の増加抑制に活用いたしました。今回の改定におきましては、剰余金32億円、基金約94億円を活用することとしております。

次回以降の見通しにつきましては、当該改定時に国から示される保険料の増加抑制の方針に沿って対応することになるものと考えております。

2点目は、保険料の計算について、簡素化すること及び自分でも分かる方法を考えているのかとのお尋ねについてでございます。

後期高齢者医療制度の保険料の算定方法や軽減措置につきましては、国において全国一律に定められていることから、独自に簡素化することはできません。保険者の方々に御理解いただけるよう、個別の保険料については、保険料額決定通知書において被保険者均等割額、所得割額、軽減額などの算定箇所を示しながらお知らせするとともに、当広域連合のホームページにおいても、保険料の試算画面を設け、収入や世帯状況などを入力することで御自身の保険料を試算できるよう対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、4番、水野正光議員の質疑を終わります。

続いて、34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 34番、わしのです。

議案第3号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について質問します。

本件は、平成26年度及び27年度の保険料について、均等割額を2,251円引き上げて4万5,761円に、所得割率を0.45ポイント引き上げて9%に改定するものです。これによって、保険料は1人当たり平均で年額2,622円、3.28%の値上げとなります。夫の年金収入260万円、妻は80万円以下の夫婦世帯では、夫婦合わせて年間9,300円もの値上げです。名古屋市では来年度も市民税5%減税が実施される予定ですが、この世帯の減税額は年間2,000円程

度の減税にすぎません。減税分の4.7倍もの負担増がのしかかり、減税の恩恵は吹き飛んでしまいます。それだけではありません。今、高齢者の皆さんは、命綱である年金が昨年12月の受給額から1%も減らされ、さらに、4月からの消費税増税に大きな不安を抱えています。しかも、年金は26年度も1%、その翌年は0.5%と、3年間で2.5%も減らされるのです。消費税についても、4月の増税から27年10月には10%へと再び引き上げられようとしています。

連合長にお尋ねいたします。

とりわけ年金生活者にとって生きにくい世の中ですが、今回の保険料値上げはさらに後期高齢者に耐えがたい負担増を強いるものではありませんか。どのように認識されているのか、お答えください。

以下、数点お伺いいたします。

1点目、これまでの保険料の改定に当たり、全国の広域連合の中には保険料率を据え置いたところがあります。前回の24年度・25年度の改定に当たって、愛知県広域連合では国に対して保険料増加を抑制するよう要望したが、国からは後期高齢者負担率の上昇分に対する補填など新たな抑制措置は示されなかったということでしたが、今回の改定に当たっては、保険料を抑制するために国に対してどのように財政措置を要望されたのですか。少なくとも、後期高齢者負担率の上昇分ぐらいは補填するなどの財政措置を今からでも要望すべきではありませんか。

2点目、広域連合は、昨年7月、愛知県に対して健康診査事業に対する財政支援の要望を行いました。今回の保険料改定に当たって、愛知県はこの要望に応じてくれたのでしょうか。そうでなければ、今からでも再度、愛知県に対して健診事業への補助を要望すべきではありませんか。

あわせて、県が健診事業に補助した場合、平成26年度及び27年度の保険料額は幾ら軽減されるのか、お答えください。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（加藤昭孝） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし） 消費税増税もある中で、これは後期高齢者に大変な負担を、耐えがたき負担を与えるものではないかということですが、私も前から言っていましたように、いわゆる国が借金漬けであるようなことを言っているような負担を上げているというのは経済学的に間違いでございまして、日本の国債とギリシャとは全く意味が違うということですが、そんなことでオオカミが来るようなことを言って、実は銀行にめちゃうちゃ金が余っておるから金利が低いんです。ということで、民間の経済を優先させるようにせないかんという中で、こういうことをやるのは本当は反対なんですけど、しかし、私も自分で総理大臣になれませんので何ともならんということですが、その中では今のいろんな軽減措置、抑制措置を図りながら、何とか今の理論の中の財政均衡を図っておるということですが、これはやっていくよりしようがないというように思っております。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 保険料率の改定について、2点、答弁させていただきます。

1点目は、保険料を抑制するための国への要望のお尋ねについてでございます。

今回の改定に当たっては、平成25年6月と11月の2回、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、被保険者に対して過度の負担を強いることがないように国による財政支援を拡充する旨の要望を行いました。国からは後期高齢者負担率の上昇分に対する補填など新たな抑制措置が示されなかったところでございます。国に対する財政措置の要望につきましては、今後とも、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、機会があるごとに行ってまいります。

2点目は、愛知県に対する財政支援の要望のお尋ねについてでございますが、平成25年7月26日に、愛知県知事に対しまして、健康診査事業への財政支援をお願いする要望書を提出いたしました。また、今回の保険料率の改定に当たっては、保険料の増加抑制策として愛知県から財政安定化基金を交付していただくことになっております。これは、保険料負担の軽減につながっており、間接的ではありますが、健康診査事業への財政支援の要望にも配慮されたものと考えております。

次に、愛知県が健康診査事業に対して補助した場合、保険料額は幾ら減額されるのかのお尋ねについてであります。仮に、国と同額の補助を受けることとして試算いたしますと、1人当たり1年間で約560円が減額されるものと見込まれます。

以上でございます。

○34番議員（わしの恵子） 議長、再質問です。

○議長（加藤昭孝） 34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 連合長、河村市長、今、耐えがたき負担を強いると、わしも反対だと言われました。だけれども、総理ではないから何ともならんと。けれど、広域連合というのはれっきとした地方自治体です。国の悪政から県民、市民を守る防波堤の役割を果たさなければならぬと思います。そういう点では、国に対して後期高齢者医療制度をやめるべきと言うべきではないか、そのことをお尋ねしたいと思います。

そして、事務局長にお尋ねいたします。

財政安定化基金の取り崩しについてですけれども、取り崩してもまだ約27億円隠していますよね。これは前回の改定時に当たって国が3%までの医療費の増加には対応できるようにと、賦課総額の3%分を残すことが必要と全国の広域連合に通知をしていたことによると思われます。医療費について見込んだ伸びよりも3%伸びる場合に備えて、保険料の総額の3%分をとっておきなさいということだと思っておりますが、今回の保険料改定は、当然、今後26年・27年度の2年間の医療費の増加を見込んでいます。その見込みよりもさらに3%増加するかもしれないという根拠を示してください。前回の保険料改定の際にも、保険料賦課総額の3%分、約24億円、これは基金として残しました。しかし、医療費は見込み以上に増加しなかったことから、約24億円は現在もそのまま残ったわけでありまして。さらに剰余金は約32億円ですから、3%という数字は根拠がない数字と考えられます。ですから、財政安定化基金をさらに取り崩せば、保険料の値上げをさらに抑制することができるはずで、約27億円の残高をさらに取り崩して保険料を抑制する考えはありませんか、お答えください。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（加藤昭孝） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし）　　ですから、私は消費税を上げるのも反対だし、こういうこと全ての原点に何があるかという、国は財政危機であって、福祉に膨大な金を使うので、これは削られなければならないと、これは歴史的な財政局の1つの間違った経済理論なんです。日本の経常収支、黒字イコール財政赤字とありましたよね、経済学の貯蓄投資バランス。膨大な経常収支が、外国からのお金が入ってくる国に伸びましたよ。国内で借りるところがないもので、国が借りるようになるんです。ということとギリシャの国債と一緒にして誠にけしからんということによっておりますけど、しようがないです、総理大臣でもないの。

わしのさんに言いたいのは、減税を反対しますけど、その中でせめてもの市としてやれることの大変大きい政策手段ですよ、庶民の皆さんに。わしはもらっておらんといって傍聴席のほうで言われるかも分かんけど、しようがないですよ。国は市民税を3・5・10だったですかね、それを均一6%に変えましたがね。そういう中で、せめてちょこつとでも私らの子孫にやって、そのお金を庶民にお返しすると。それに反対だと、そういうことを言われるのは極めて心外だ、私は、というふうに思います。

○事務局長（朝倉信也）　　議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝）　　朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也）　　基金残高について、保険料総額の3%とする根拠と、さらに取り崩して、保険料を抑制する考えはないかとのお尋ねについてでございます。

1点目の保険料総額の3%とする根拠についてでございますが、前回の保険料率の改定では、国通知において基金残高を保険料総額の3%とする旨が示されたところでございますけれども、今回の改定では、各都道府県の判断によるものとされました。このことを受けまして、愛知県の平成20年度以降の医療給付について、予算と決算との最も高い乖離率が2.6%であったことを踏まえて、愛知県において、従来どおり保険料総額の3%を残す必要があると判断されたものでございます。

2点目のさらに基金を取り崩して保険料を抑制することについてでございますが、今回の改定では、基金活用額を前回の改定時以下とするよう国から指示されたことを受け、前回改定時と同額となる基金約94億円を活用し、最大限に保険料の増加抑制を図っております。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝）　　以上で、34番、わしの恵子議員の質疑を終わります。

続いて、21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文）　　21番、加藤。

それでは、議案第3号について、5点ばかり質問いたします。

まず、愛知県後期高齢者医療制度の保険料は、発足時の20年・21年度は所得割7.43%、均等割額4万175円、限度額50万円だったんです。しかし、22年・23年度は所得割率7.85%、均等割額4万1,844円、限度額50万円、そして、24年・25年度は所得割率8.55%、均等割額4万3,510円、限度額55万円と引き上げられました。そして、今回、26・27年度の保険料として、所得割率9.00%、均等割額4万5,761円、限度額57万円の改定案が提出されているわけです。高齢者の所得増がない中、保険料が毎回増加し続ける仕組み、私も不安を感じるものです。

それで、5点質問します。

まず、1点目として、今回の保険料改定の作業はどのような形で行われたのか。1人当たりの医療費額の算出根拠は何に基づくのか。複数の案を作り、連合長等の判断を仰ぐことがあったのかどうか。頻回受診者の抑制等の評価は保険料に組み込んでいく、また、他の都道府県の保険料との比較は行っているのかどうか。

2点目。後期高齢者負担率が24・25年度の10.51%から26・27年度は10.73%に引き上げられていますが、この数字は全国一律のものなのか。また、保険料収入の均等割と所得割の比率に政令等の規則があるのかどうか、お伺いします。

3点目。議案の説明資料10ページに県財政安定化基金を2年間で97億円積み立ててあり、その中に積立金拠出率0.227%とありますが、何に対する拠出率か。0.227%とは、国、県、広域連合を合わせた数字か、あるいは広域連合単独の数字なのか、どちらですか。また、その下にある賦課総額の3%分とはどのような意味か、これらの数字についても政令等の規則があるかどうかをお伺いします。

4点目として、保険料均等割の2割軽減、5割軽減の拡大は愛知県広域連合の独自の方策なのかどうか。また、これらの軽減額は全て該当する市町村の負担になるのかどうか。

5点目として、保険料の改定の事実を愛知県広域連合は今後どのようにして被保険者に通知するのか、周知するのか、お伺いします。

以上です。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 何点か御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の保険料率の改定の作業のお尋ねについてでございます。

保険料率の算定に当たっては、平成26・27年度における医療給付費などについて、過去の実績などを踏まえ、十分に精査しながら数値を見込むとともに、財源となる公費負担や支援金などについて国から示された係数などを元に算出しております。

また、保険料の増加抑制措置としまして平成25年度末の剰余金を見込むとともに、財政安定化基金の活用について愛知県との協議を行い、剰余金32億円と基金約94億円により増加抑制を図った上で保険料率を算定いたしました。

次に、複数案を作り、連合長等の判断を仰ぐことはあるかとお尋ねですが、最終案に反映できるよう、改定作業の途中において連合長のお考えを確認しております。

次に、1人当たり医療費についてですが、平成21年4月から平成25年10月までの各月の医療費の実績動向及び平成26年度の診療報酬改定率により算出しております。

次に、頻回受診者の抑制等の効果を保険料率の改定に入れているのかどうかとお尋ねですが、効果を把握することが困難でありますので、考慮しておりません。

次に、他の都道府県の保険料との比較についてですが、現在、ほとんどの広域連合が定例会開催前であり、定例会を終え、数値が確定している広域連合についてお答えしますと、1人当たり保険料の額と増加率について、宮城県では5万8,780円で増加率プラス7.37%、千葉県では6万7,464円で増加率プラス1.60%、東京都では9万7,098円で増加率プラス4.43%、静岡県では6万975円で増加率マイナス0.19%、滋賀県では6万5,888円で

増加率プラス5.99%となっております。

2点目の後期高齢者負担率及び所得割総額と被保険者均等割総額との比率のお尋ねについてでございます。

後期高齢者負担率につきましては、医療給付費に占める保険料負担の割合として国が全国一律に決定することとされています。

次に、所得割総額と被保険者均等割総額との比率につきましては、国の政令に基準が定められており、当広域連合の平均所得額と全国の平均所得額との比率に一致させることとされております。

3点目の財政安定化基金に関するお尋ねについてでございます。

積立金の拠出率については、国、県、広域連合が県の財政安定化基金に拠出する金額を算出する際に使用するものであり、医療給付費の見込額に対して当該拠出率を掛けてございます。また、国、県、広域連合はそれぞれ0.227%を掛けて求めた金額を拠出したします。

次に、賦課総額3%とはどのような意味かとお尋ねであります。基金を活用する際に、見込みを上回る医療費の伸びや保険料未納による財政不足に対応するための所要額を残しているものでございます。

次に、これらの数値について、政令等の規則があるのかとお尋ねであります。拠出率につきましては、先ほどの財政不足に備えるための目安として、標準値0.044%が国の告示により定められていますが、最終的には保険料の増加抑制のための基金所要額を踏まえ、県ごとに定めることとされております。

また、賦課総額の3%とした基金残高の基準につきましては、特段の国の規定はなく、各都道府県の判断によるものとされております。

4点目の被保険者均等割額の5割軽減、2割軽減における軽減対象の拡大のお尋ねについてでございます。これは国の政令に合わせて行うものであります。

次に、市町村の負担についてでございます。被保険者均等割額の5割軽減、2割軽減については、拡大分を含めて市町村と県が1対3の割合で負担することとされていることから、軽減額の4分の1相当分が市町村の負担となります。なお、これらの負担の財源につきましては、国の地方財政措置が講じられております。

最後に、保険料率改定の広報のお尋ねについてでございます。

保険料率の改定は被保険者にとって関心の高い事柄であることから、市町村と連携しながら、分かりやすく効果的な広報が必要と考えております。広域連合といたしましては、市町村が窓口でお配りする保険料率改定のお知らせのリーフレットや制度案内のパンフレット、保険証送付時にお届けする小冊子や広域連合のホームページ、保険証年次更新ポスターにおいて広く被保険者に周知してまいります。また、市町村によりましても、保険料額決定通知書や広報紙、ホームページなどにより周知されるよう要請してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤。

それでは、5点ばかり質問しましたけど、それぞれについて再質問させていただきます。

まず、最初の質問ですけど、静岡県では、保険料が少ないとはいえ、減額になったというふうに初めて知りまして、愛知県の広域連合としても、その辺、どうしてそうなったか、

ぜひまた勉強してもらいたいなど、こういうふうに思います。

それはおいといて、他の都道府県の広域連合も議会の開催中ということで、新たな情報収集が難しいということです。そうであるならばですね、保険料改定前における愛知県の広域連合の1人当たりの平均保険料はどの位置にあるのか、お伺いします。

2点目については、所得割の割合について質問しましたが、愛知県の高齢者の所得が相対的に高いために所得割の割合が高いということ、そういうふうに理解してよろしいか。

それと、3点目として、財政安定化基金への積立金拠出率の標準値が0.044%に対し、愛知県広域連合の拠出率が0.227%と約5倍ほど高いわけですね。財政安定化基金を用いて保険料の引上げを抑制するという広域連合の方針は、私もよしとしますが、それにつれて国の負担額も増えるわけですが、その辺のところの問題がないかどうか、お伺いします。

4点目については質問はありません。

5点目として、保険料の引上げにより、特別徴収から普通徴収に変わる被保険者はいないかどうか。普通徴収に変わった場合、その人は直接保険料を払わないといけないことになるんですけど、その辺のところは十分に対応できるかどうか、お伺いします。

以上です。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 再度の御質問を何点かいただきました。順次お答えさせていただきます。

1点目の保険料改定前の本県の1人当たり平均保険料がどの位置にあるのかのお尋ねについてでございます。

平成24・25年度改定時における愛知県の1人当たり平均保険料は全国で4番目でございます。

2点目の所得割総額と被保険者均等割総額との比率のお尋ねについてでございます。

議員御指摘のとおり、愛知県では所得水準が全国平均と比較して高いことから、所得割総額の比率が高くなります。今回の保険料率の改定では、所得割総額と被保険者均等割総額との比率はおよそ55対45となっております。

3点目の財政安定化基金に係る国の負担額が増えることについてでございますが、厚生労働省に出向き、今回の拠出率に基づく基金の活用について事前に了承を得ております。

最後に、今回の改定により特別徴収から普通徴収へ切り替わる被保険者がいないか及びその対応のお尋ねについてでございます。

特別徴収、いわゆる年金天引きにつきましては、介護保険料との保険料合計額が対象となる年金支給額の2分の1を超える場合に普通徴収に切り替わる仕組みであるため、今回の改定により特別徴収から切り替わる対象者が発生するものと想定しております。こうしたことから、各市町村に対して、特別徴収から切り替わる対象者宛てに個別の口座振替の勧奨案内を送付するなど、きめ細やかな対応がとられるよう、市町村担当課長会議等において要請してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤。

再々質問を2点ばかりさせてもらいますけど、保険料改定後に所得割総額と被保険者均等割総額、その比が55対45になると、そういう答弁でしたけど、改定前はどうか。

それと、もう一つは、保険料の改定後に特別徴収から普通徴収に切り替わる被保険者が、丁寧な対応をするという御答弁でしたけど、何人ほどいるのかどうか。また、被保険者の所得の把握というものが簡単にできるものなのかどうか、その辺、どうでしょう。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 再度、御質問を2点いただきました。

1点目の改定前の所得割総額と被保険者均等割総額との比率のお尋ねについてでございます。

平成24・25年度改定時においては、所得割総額と被保険者均等割総額との比率はおよそ56対44でございました。

2点目の特別徴収から切り替わる被保険者数及び被保険者の所得の把握は簡単にできるのかとお尋ねについてでございます。

特別徴収から普通徴収へ切り替わるかどうかを判定するためには介護保険料の額や対象となる年金支給額などの情報が必要となりますが、これらの情報は市町村のみが保有していることから、対象者数を推計することはできません。また、被保険者の所得については市町村から広域連合へ情報が送付されますので、把握できます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、21番、加藤芳文議員の質疑を終わります。

通告がございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

34番、わしの恵子議員、16番、松浦満康議員から通告がありましたので、討論を許します。

34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 34番、わしのです。

議案第3号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正に対して、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、保険料を値上げし、後期高齢者の方々に重い負担を強いるからです。年金で暮らしておられる高齢者は、これまでも年金受給額が引き下げられる一方で介護保険料や国民健康保険料などの負担増と相まって、今回の保険料の値上げによって、ただでさえ厳しい生活がさらに圧迫されようとしています。そして、4月からは、消費税の増税もされようとしています。高齢者の方はこれ以上何を削れというんですか。もう年寄りには死ねということですかと怒り、不安の声がいっぱいです。

こんな弱い立場の高齢者に対して5%近い値上げが2年ごとに繰り返されるという保険料改定は、高齢者の生活実態からの適切な水準とは到底言えるものではありません。剰余金や財政安定化基金による保険料の増加抑制を図ったとはいえ、従来どおり保険料総額の3%を残す必要があると判断し、財政安定化基金を約27億円も積み立てたままにするなど、値上げ抑制の努力は不十分だと言わざるを得ません。

そもそも後期高齢者医療の保険料は高齢者の人口や医療費の増加に伴って2年ごとに際

限なく上昇するという苛酷な仕組みとなっています。ここに75歳という年齢で区切って高齢者を囲い込む、この制度の大きな弊害の1つがあります。かつてこの制度を廃止すると公約した民主党政権には大きな期待が寄せられましたが、その公約を投げ捨ててしまいました。安倍政権下ではさらなる社会保障制度の改悪が行われようとしています。国民は依然として後期高齢者医療制度は廃止してほしいという切実な願いを持っています。加えて、後期高齢者の方々に重い負担を強いる保険料値上げを認めるわけにはいかないことを申し上げて、討論を終わります。

○議長（加藤昭孝） 以上で、34番、わしの恵子議員の討論を終わります。

続いて、16番、松浦満康議員。

○16番議員（松浦満康） 16番、松浦。

議案第3号、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場から討論を行わせていただきます。

今回の条例改正は2年間の財政運営期間ごとに定めることとなっている保険料率を改定するもの、また、政令に合わせて保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象拡大への対応を行うものであります。

保険料については、医療給付金の1人当たりの額や後期高齢者負担率が増加しており、何の抑制策も行わなかった場合、平成24・25年度と比較し、11.18%の増加、1人当たり平均保険料は8万8,899円となるとのことであります。今回の改定では、剰余金や県の財政安定化基金の活用による保険料増加抑制措置に努められております。増加抑制措置の内容を見ますと、剰余金32億円の活用に加えて、県におかれましても、財政状況が厳しい中、前回改定時と同額である基金約94億円が活用できるものとなっております。この結果、保険料の増加率は11.18%から3.28%に抑制され、1人当たり平均保険料が8万2,584円に抑えられております。保険料の増加については、個々の被保険者にかかわってくるものであり、できるだけ影響が少ないことが望ましいわけではありますが、今回の保険料増加率は増加要因である1人当たり医療給付費の伸びと後期高齢者負担率の上昇に保険料軽減対象の拡大を反映させた上昇率とおおむね近いことから、私といたしましては適切な保険料水準にされているものと考えております。

次に、保険料賦課限度額については、所得の高い方々に御負担をお願いし、中間所得者の保険料負担を緩和するために国の政令改正に合わせて改定されるものであります。このことにより、所得割率が9.08%から9.00%へ抑制されることから、必要な措置であると考えます。

また、保険料軽減対象についても、国の政令改正に合わせて拡大するものであり、低所得者の保険料負担がさらに軽減されるものでありますことから、必要な措置であるものと考えます。

以上のことから、私は、議案第3号、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（加藤昭孝） 以上で、16番、松浦満康議員の討論を終わります。

通告のございました討論は以上ですので、これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(加藤昭孝) 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第4号「平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」と日程第9、議案第5号「平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長(朝倉信也) 議長、事務局長。

○議長(加藤昭孝) 朝倉事務局長。

○事務局長(朝倉信也)

議案第4号及び議案第5号の2件について御説明を申し上げます。

初めに、議案第4号「平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」につきまして御説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第1条第1項にありますように、補正額は歳入歳出それぞれ2億689万9,000円を追加するもので、補正後の予算額は歳入歳出いずれも53億4,850万9,000円とするものでございます。

科目ごとの補正額につきましては、歳入が20ページ、21ページ、歳出が22ページ、23ページにお示ししてございます。

補正の内容でございます。平成24年度決算における剰余金の残額3,642万5,000円を国への償還金と市町村負担金の減額の財源とするもの、また、市町村が実施する人間ドック等の長寿健康増進事業の必要経費1億9,290万5,000円の国からの受け入れや、市町村が実施する制度の周知及び広報に要する経費210万7,000円の基金からの繰り入れ、さらに、これらをそれぞれ市町村へ補助するため補正をするものでございます。

続きまして、議案第5号「平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」につきまして御説明を申し上げます。

議案書の、恐れ入ります、25ページをご覧ください。

第1条第1項にありますように、補正額は歳入歳出それぞれ23億4,608万円を追加するものでございまして、補正後の予算額は、歳入歳出、いずれも6,894億4,920万2,000円とするものでございます。

科目ごとの補正額につきましては、歳入歳出ともに32ページ、33ページにお示ししてございます。

補正の内容でございます。平成24年度決算における剰余金の残額23億4,576万6,000円を国等への償還金と予備費の財源とするもの、また、東日本大震災や離職者に係る保険料の減免等により国から交付される補助金の受入れ、さらには、この受入れに伴い、市町村が負担する保険料等負担金の減額などのため補正するものでございます。

議案第5号についての説明は以上でございます。

議案第4号及び議案第5号につきまして、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（加藤昭孝） これより質疑を行います。

議案第4号及び議案第5号に関して、4番、水野正光議員、34番、わしの恵子議員、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質疑を許します。

4番、水野正光議員。

○4番議員（水野正光） 4番、水野正光でございます。

議案第4号の長寿健康増進事業について質疑をさせていただきます。

2点についてお伺いしたいと思います。

1点目は人間ドック、脳ドック、肺炎球菌ワクチン予防接種事業への補助についてであります。

長寿健康増進事業は、病気の早期発見、早期治療や予防による医療費の削減ばかりでなく、全ての県民が健康保持に関心を持ち、病気の予防に心がけるきっかけになるものでもあります。今回の補正は人間ドック、脳ドックの補助対象市町が15市町で、肺炎球菌ワクチン補助対象市町村が54市町村で、補正額が1億9,290万5,000円となり、昨年より拡大されており、これは大いに評価したいと思います。

そこで、この対象市町の拡大について、どのような努力をされたか、また、どれだけの拡大ができたのか、お伺いいたします。

2点目に、国の特別調整交付金についてであります。

長寿健康増進事業は県下の全ての市町村が実施すべきものと考えますが、そうなっていない原因の1つに新規事業において着手しづらい状況があり、対象となる事業の国の調整交付金が途中でなくなるのではないかと、つまり、途中で特別調整交付金が交付されない懸念があるのではないかと聞いておりますが、そういった懸念があるのかどうか、また、今後の見通しはどうか、お伺いいたします。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 長寿健康増進事業について御質問を2点いただきました。

1点目の人間ドック、脳ドック事業、肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業につきましては、国の特別調整交付金を財源として、例年、市町村の事業経費に対して助成しております。対象市町村の拡大への働きかけにつきましては、平成25年8月2日開催の市町村担当課長会議において対象事業の留意事項等を説明するとともに、各市町村の実施状況を御報告し、事業の積極的な実施を要請したところでございます。その結果、平成25年度の対象市町村は人間ドック、脳ドック事業が平成24年度と同様の15市町となり、肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業が平成24年度の40市町村から54の全市町村へ拡大したところでございます。

2点目の特別調整交付金の今後の見通しのお尋ねについてでございます。

特別調整交付金の対象事業を始めとする交付基準等につきましては例年夏ごろに示されており、大幅な変更がないものの、国が事業の実施状況や必要性を勘案の上、各年度において定めております。当広域連合といたしましては、交付基準等が示され次第できる限り早く市町村へ御連絡するなど、市町村との連携を図り、事業の拡大に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、4番、水野正光議員の質疑を終わります。

続いて、34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 34番、わしのです。

議案第5号、平成25年度特別会計補正予算に関して、東日本大震災の被災者に係る保険料及び医療費一部負担金等の減免について質問します。

東日本大震災から3年目を迎えようとしています。大震災による被災者のうち、福島第一原発の事故による被災者を対象に財政支援が延長されており、広域連合が保険料の減免や医療費の一部負担金等の免除を行っています。

そこで、質問ですが、広域連合が保険料を減免したり、医療費の一部負担金を減免したりしている被災者は何人おられるのか、また、それぞれの減免額についてもお示してください。

また、原発事故被災者に対する保険料減免の取り扱いについては、国は予算案の中で延長の方針を示していますが、これは当然のことと思います。原発事故の収束は依然として進まず、福島県からは今なお14万人もの被災者が県外に避難されています。今回の補正によって保険料の減免は今年3月まで、一部負担金の免除は2月末までの分が補填されるものですが、いつまで延長になるのか、延長する場合、対象者の限定など、要件の変更はないのか、お尋ねしたいと思います。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 東日本大震災に係る保険料の減免などについてお尋ねをいただきました。

初めに、東日本大震災の被保険者に係る保険料減免、医療費の一部負担金免除についてでございます。

東日本大震災の被災者に対する減免措置等につきましては、厚生労働省からの平成25年2月13日付事務連絡により、原発事故による被災者を対象に財政支援が延長されており、当広域連合といたしましても、原発事故による被災者について、保険料は平成26年3月まで、医療費の一部負担金は平成26年2月まで延長しているところであります。

お尋ねいただきました減免等の対象者数と金額については、平成25年12月末現在における平成25年度実績で、保険料の減免対象者は6人、減免額は38万300円、医療費の一部負担金の免除対象者は6人、免除額は28万9,678円となっています。

次に、減免はいつまで延長されるのか、また、その対象者の要件はどのお尋ねについてでございますが、国からの財政支援の継続等につきましては、現在のところ、厚生労働省から通知されておられません。今後、発出されると思われまます期限延長等の改正通知に沿って対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 34番、わしのです。

再質問をさせていただきます。

1点目です。

保険料及び医療費の一部負担金の減免を受けている震災の被災者は6人という答弁でした。お聞きしたいのは、減免の対象となる全ての方が実際に減免を受けているのかということです。私は、愛知県に県内で受け入れている被災者の人数を伺いました。被災者登録制度に登録されている75歳以上の方は55人とのことでした。それにしても、広域連合が減免の対象にしている6人とはかなり乖離しているのではないかと考えます。原発事故の影響で避難を余儀なくされている方への保険料や医療費の一部負担金の減免が受けられるのに申請していないために減免されていない方はいないのか、いるとすれば、どのように対応されているのか、伺います。

2点目です。

被災者に係る減免措置の延長については、まだ厚労省から通知が来ないということでした。減免制度については延長されるものと思いますが、被災者に対しては個別にも減免制度と期間延長について周知していただきたいと思います。また、入院時の食事療養費など、いわゆるホテルコストの免除は24年2月29日までと、既に打ち切られてしまいましたが、25年度において該当する人は何人いたのか、調査はしておられるのか、お伺いしたいと思います。

被災者の方で入院時の食事療養費などホテルコストの免除については復活されるよう国に求めていただきたいと要望して、質問を終わります。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 東日本大震災に係る保険料の減免などについて、再度お尋ねをいただきました。

初めに、愛知県受入被災者登録制度の登録者数と、当広域連合の減免対象者数との乖離についてでございます。

愛知県受入被災者登録制度につきましては、愛知県が主体となって東日本大震災で被災された方や、原発事故の影響で避難を余儀なくされている方の情報を把握し、これらの方へ必要な支援を行うための制度でございます。この制度の登録者55名は10の都県からの避難者であるのに対し、当広域連合が減免等の対象としている方6名は原発事故による警戒区域等に住所を有していた方のみでありますので、人数に違いが生じているものでございます。

減免等の申請受付につきましては、窓口となる市町村におきまして被災地域からの全ての編入者から被災状況を聞き取り、該当者へは保険料が減免されることや、医療機関で無料で受診できる旨をお伝えし、一部負担金免除証明書をお渡ししているところでございます。また、当広域連合におきましても、被災地域からの編入者リストを作成し、申請漏れが発生しないよう提供状況を確認しております。今後とも、窓口となる市町村と連携を図りながら、議員が心配されております申請していないために免除されていない方が生じないように努めてまいります。

次に、入院時の食事療養費の標準負担額等の免除措置についてでございますが、平成24年1月31日に厚生労働省から発出された事務連絡におきまして、その取り扱いが平成24年2月29日までとされたところであります。この免除措置が仮に継続された場合における平成25年度の該当者数でございますが、入院時の食事療養費等を負担された方は1名でござ

いました。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、34番、わしの恵子議員の質疑を終わります。

続いて、21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤。

議案第4号で長寿健康増進事業について質問するというので、2点ばかり届けてありますけど、先ほど行った水野議員と重複するところがありますので、2番目の質問については要望を少し述べただけで終わらせていただきます。

まず、1点目として、歳出、一般管理費の長寿健康増進事業にかかわる補助対象市町村として54市町村に1億9,290万5,000円支出されるわけですが、人間ドック、脳ドック、肺炎球菌ワクチン、その他の長寿増進事業に補助金交付されている額、それぞれの補助率、補助額等の補助方法がどうなっているのかお伺いします。

また、その他の長寿増進事業とは具体的にどのような事業なのか、お伺いします。

それで、長寿健康増進事業については、先ほど水野議員も質問されたように、国からの特別調整交付金から支出されているわけですが、市町村はこれらの事業を実施するに当たって、国の補助金交付を当てにしているわけですので、ぜひとも、愛知県の広域連合としても、全国の広域連合と協力してこの事業の継続を要望していただきたいと、こう要望して私の質問を終わります。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） それでは、長寿健康増進事業についての御質問についてお答えをさせていただきます。

対象事業の補助率のお尋ねについてでございますが、人間ドック、脳ドック、その他の長寿健康増進事業につきましては、市町村から申請があった全額を、また、肺炎球菌ワクチン予防接種につきましては、国の特別調整交付金の枠内におさまるよう、当該事業に係る各市町村の対象額を元に案分して交付しております。それぞれの事業の補助額は人間ドック、脳ドックは4,865万9,000円、肺炎球菌ワクチン予防接種事業は1億3,609万5,000円、その他の健康増進事業は815万1,000円でございます。

次に、その他の長寿健康増進事業の主なものでございますが、健康教室、老人作品展、高齢者ふれあいの集いなどでございます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、21番、加藤芳文議員の質疑を終わります。

通告がございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

まず、議案第4号「平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加藤昭孝） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加藤昭孝） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。再開は14時50分とします。

（ 休 憩 ）

○議長（加藤昭孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第6号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 議案第6号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

議案書の35ページをお開きください。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、それぞれ94億2,341万6,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の最高額を1,000万円としております。

科目ごとの予算額につきましては44ページ以降にお示ししてございます。

内容につきましては、議案参考資料により御説明をいたします。

恐れ入ります、議案参考資料の28ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入でございます。

中段の表1の分担金及び負担金は12億2,986万円で、市町村からの事務費負担金でございます。

2の国庫支出金は40億8,705万9,000円で、40億3,976万9,000円の大幅な増となっております。この理由は、保険料軽減の財源となる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の国からの交付時期が前年度末から当該年度に変更され、当該交付金を受け入れるため、新たに当初予算で計上することになったものでございます。

5の繰入金金は40億7,517万2,000円で、主に保険料の軽減措置等に要する費用として積み立てた基金から一般会計に繰り入れるものでございます。

なお、合計額の上に（県支出金）とありますのは、予算計上する項目がなくなることから、廃除科目とするものでございます。これは、激変緩和措置として、法で定められていた不均一保険料の制度が平成25年度限りで廃止になることにより、その必要経費の2分の1に当たる県の負担金が不要になることによるものでございます。

1枚おめくりいただき、30ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の表2の総務費は7億3,352万3,000円で、派遣職員人件費負担金や電算システム運用保守委託料などがございます。

3の民生費は86億8,519万9,000円で、保険料軽減に要する費用の特別会計への繰出金や、

臨時特例基金への積立金でございます。

歳入で御説明いたしましたように、臨時特例基金への積立金の財源である国からの交付金の交付時期が前年度末から当該年度に変更されるため、新たに当初予算で計上することになり、大幅な増額となっております。

議案第6号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（加藤昭孝） これより質疑を行います。

議案第6号に関して、4番、水野正光議員、34番、わしの恵子議員、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質疑を許します。

4番、水野正光議員。

○4番議員（水野正光） 4番、水野正光でございます。

議案第6号の頻回受診者訪問指導について、質疑をさせていただきます。

4点について、簡潔にお伺いいたします。

1点目は新規事業として、この導入の経緯についてであります。

この事業は、医療費適正化の一環ということで、医療給付の一定の削減に寄与すると考えられますが、ある程度の規模が必要であり、質の高いやり方でないと効果が出ないと考えます。既に導入している広域連合もありますが、当広域連合においてはどのような経緯で実施することになったか、お伺いいたします。

2点目、委託する業者についてであります。

全県下において一定の規模で質の高い能力が要求されますが、どのような事業者を選考し、どのような形で選定することになるのか、お伺いいたします。

3点目は、実施する対象者についてであります。

何人が頻回受診者訪問の対象になり、何人を選定することになるのか、また、この事業は何人体制で訪問することになるのかをお伺いいたします。

4点目は、市町村との連携についてであります。

効率よくきめ細かな対応をするには、全てに様々な取り組みを実施している市町村との連携が不可欠であります。どのような方法で実施していく考えなのか、お伺いいたします。

以上です。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 頻回受診者訪問指導につきまして、御質問を4点いただきましたので、順次お答えいたします。

1点目は、頻回受診者訪問指導事業の導入経緯についてでございます。

頻回受診者に対する訪問指導につきましては、医療費適正化対策事業の一環として、国からも積極的に実施するよう要請されているところであります。

当広域連合におきましては、訪問指導のできる保健師などを直接確保することは難しいため、県内市町村において既に訪問指導を行っている複数の市にモデル事業として取り組んでいただくよう働きかけてまいりましたが、事務手続の煩雑さなどに課題があり、実施には至っておりませんでした。しかしながら、昨年5月に他の広域連合での状況を調査しましたところ、全国47の広域連合のうち、29の広域連合が平成24年度において行ってい

たことから、その実施方法等を参考に専門業者による委託事業として予算計上したところでございます。

2点目は、委託業者の選定方法のお尋ねについてでございますが、委託業者につきましては、指名競争入札により選定する予定であります。また、入札参加業者につきましては、訪問指導を取り扱っている専門業者で、業務の履行が確かなこと、業務の進捗状況を頻繁に確認することができること、他の医療保険者においても確かな実績があることなどの要件を考慮して選考する予定であります。

3点目は訪問指導対象者のお尋ねについてでございます。

対象者につきましては、3か月連続で月15回以上同じ医療機関を受診している方、約2,000人を対象とし、その中から訪問指導の必要性の高い500人を選定する予定であります。また、訪問体制につきましては、入札により選定される委託業者によって異なっておりますことから、現段階では未定となっております。

最後に、市町村との連携のお尋ねについてでございます。

頻回受診者訪問指導事業の実施に当たりましては、訪問指導の対象となる方のリストを事前に配付するなど、市町村の取り組みに配慮しながら進めてまいりたいと考えております。また、事業の実施後において市町村担当課長会議などを通じて効果の実績を情報提供するなど、市町村と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、4番、水野正光議員の質疑を終わります。

続いて、34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 34番、わしのです。

議案第6号、一般会計予算、後期高齢者医療制度に関する懇談会についてお尋ねします。

懇談会の被保険者の代表に公募委員を加えられたことは、住民の意見を制度の運営に幅広く反映させる上で必要なことだと考えます。しかし、無作為抽出による方法では、公募委員として意見を述べたいと思っても応募の機会さえ与えられないということになります。無作為抽出ではなく、広く被保険者全体から公募することが必要ではないでしょうか、お答えください。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 懇談会委員の公募の方法についてお尋ねをいただきました。

当広域連合における被保険者数はおよそ77万人であり、全ての被保険者に公募に関する情報を公平に提供し、公募を行うことは困難と考えております。このことから、被保険者委員の公募に関する情報を知り得た方も、そうでなかった方も、平等な取り扱いとなることを念頭に、無作為に選んだ被保険者の中から懇談会の委員を選定する無作為抽出による公募を行ったものでございます。

具体的な方法といたしましては、400名の被保険者を無作為に抽出し、懇談会委員として応募する意思の確認を行ったところ、9名の方から応募するとの意思表示があり、公開抽選により当選者2名、補欠者4名を決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、34番、わしの恵子議員の質疑を終わります。

続いて、21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） それでは、議案第6号について、3点質問します。

まず、1点目は、歳入、国庫補助金として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、40億5,645万3,000円を受け、歳出で後期高齢者医療制度臨時特例基金に40億5,747万6,000円を積み立て、さらに、その上で歳入に後期高齢者医療制度臨時特例基金を40億7,517万1,000円取り崩し、繰り入れ、さらに、後期高齢者医療特別会計に40億5,818万3,000円を繰り出しているわけです。この複雑な操作により、一般会計が見かけ上、40億円程度増額することになるわけですが、なぜこのような操作を行うのか。

また、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金40億5,645万3,000円の使途が何になるのか、質問します。

2点目として、26年度から消費税が5%から8%に上がるわけですが、その影響を受ける主な支出増の項目とその金額はどのようになっているか。

また、国庫補助金はそれらを加味して行われるものかどうか、お伺いします。

3点目として、医療費の抑制を目的として、25年度に行われたジェネリック医薬品の使用推進、頻回受診者のチェック、柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージ適正化啓発事業の26年度における継続状況はどうなっているのかどうか。

また、それ以外に医療費の抑制を目的とした新規事業があるのかどうか、お伺いします。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 後期高齢者医療制度臨時特例基金について御質問を何点かいただきましたので、順次、お答えさせていただきます。

初めに、基金の関係、積み立て、取り崩しについて、一旦、一般会計に計上することについてでございます。

この基金を一般会計に計上し、必要額を特別会計に繰り出す仕組みとしておりますのは、基金の内容が一般会計で計上することになっております広報周知のための経費分と、特別会計で計上することとなっております低所得の方などの保険料軽減分でありますことから、広域連合全体の事務事業にかかわるものとして一般会計で整理させていただいております。そのため、保険料軽減分を特別会計に繰り出すための基金繰入金及び特別会計への繰出金につきましても一般会計に計上させていただいており、結果として、一般会計の総額が増加する形となっております。

また、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の使途につきましては、先ほど御説明いたしましたように、保険料軽減分の財源でございます。

2点目は、消費税の影響のお尋ねについてでございます。

一般会計予算で、消費税の影響を受ける項目と金額でございますが、主なものとして、電算システム運用保守委託料に約650万円、給付管理事務委託料に約650万円、電算システム機器等賃借料に約360万円となり、一般会計予算全体では約2,600万円の影響額となります。国庫補助については、現在のところ、平成26年度の補助要綱等が国から示されておられませんので、補助額に加味されるかどうか、分かっておりません。

3点目は、医療費適正化事業のお尋ねについてでございます。

平成25年度におきましては、重複頻回受診の疑いのある被保険者リストを市町村へ提供

する取り組みや、ジェネリック医薬品の利用促進のために希望カードや差額通知をお届けする事業、柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージにおいて頻回受診の傾向がある被保険者に受診に関する正しい知識を啓発するためのパンフレットを送付する事業などを実施いたしました。これらの事業につきましては、平成26年度においても引き続き実施していく予定であります。

また、平成26年度新規事業といたしましては、頻回受診者を対象に適正受診の促進のための訪問指導を行う頻回受診者訪問指導事業を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤。

それでは、まず、1点目の件なんですけど、1点目の特例基金の件ですが、低所得者の保険料軽減分については特別会計の費用だということなんですけど、これは会計の健全性という意味からして、別途特別会計に基金を設置するべきではないかと、こう思いますけど、広域連合の考えはどうでしょうか。また、そういった意見が全国の広域連合議会の協議会で出ていないのかどうか。

3点目の質問なんですけど、医療費適正化事業について、26年度も引き続き事業を継続すると、こういう御答弁でしたが、事業規模、事業経費について、それが保たれるのかどうか、お伺いします。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 再度、2点についてお尋ねをいただきました。

1点目の後期高齢者医療制度臨時特例基金についてでございます。

この基金につきましては、広域連合全体の事務事業に係るものとして1つの基金で整理させていただいているものでございます。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会では、保険料軽減のための基金を別途設けるべきとの意見は出ておりません。

2点目は、医療費適正化事業にかかわる規模や経費は平成26年度においても保たれるのかとお尋ねについてでございます。

医療費適正化事業につきましては、継続した取り組みが重要であると認識しておりまして、被保険者数の増加や事業効果を踏まえて予算計上しております。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、21番、加藤芳文議員の質疑を終わります。

通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第6号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加藤昭孝） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第7号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 議案第7号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の55ページをご覧ください。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,053億5,209万5,000円でございます。第2条におきまして、一時借入金の最高額を180億円としております。

科目ごとの予算額につきましては、66ページ以降にお示ししてございます。

内容につきましては、議案参考資料により御説明いたします。

恐れ入ります、議案参考資料の32ページをご覧ください。

歳入でございます。

上段の表1の市町村支出金は1,305億982万6,000円で、市町村が被保険者から徴収する保険料や療養給付費などの法定負担金でございます。2の国庫支出金は2,088億1,885万2,000円で、療養給付費などの法定負担金と調整交付金でございます。3の県支出金は608億2,221万5,000円で、療養給付費などの法定負担金と県財政安定化基金交付金でございます。4の支払基金交付金は2,970億9,712万6,000円で、現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

1枚おめくりいただき、34ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の表1の保険給付費は6,986億3,505万2,000円で、療養給付費や高額療養費などがございます。2の財政安定化基金拠出金は16億1,743万円で、国、県、広域連合が、それぞれ3分の1ずつ負担するものでございます。4の保健事業費は24億5,983万円で、市町村に委託している健診事業の委託料でございます。7の予備費は23億4,987万1,000円で、後期高齢者医療制度の財政運営期間は2年間で平成26年度はその初年度に当たるため、単年度ベースでの歳入超過相当額を予備費で計上するものでございます。

議案第7号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤昭孝） これより質疑を行います。

議案第7号に関して、34番、わしの恵子議員、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質疑を許します。

34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 34番、わしのです。

議案第7号、特別会計予算、短期保険証の交付状況についてお尋ねします。

短期保険証の交付件数と、短期保険証が期限切れになっても更新されず、保険証が未渡しとなっている被保険者の人数と、このうち保険証の未渡しの多い自治体の上位3市町村の交付件数と未渡しとなっている人数をあわせて示してください。

以上です。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 短期保険証の交付件数及び短期保険証が有効期限切れとなり手元に渡っていない被保険者の人数についてお尋ねをいただきました。

短期保険証につきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設けることにより、保険料の納付につなげるために交付しているものでございます。

まず、短期保険証の交付件数につきましては、平成25年12月末現在で710件となっており、そのうち、有効期限切れで短期保険証をお渡しできていない方は121人でございます。

また、短期保険証が期限切れとなり、未渡しとなっている人数の多い上位3市町村につきましては、人数が多い順に、名古屋市が交付件数268件中、未渡し人数94人、あま市が交付件数17件中、未渡し人数6人、一宮市が交付件数25件中、未渡し人数4人でございます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 34番、わしのです。

再質問をさせていただきます。

短期保険証の交付数が多いのは名古屋市の268件ですが、そのうち非課税である負担区分Ⅰ、区分Ⅱの方の交付件数を、直近の状況をお聞かせください。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 名古屋市で短期保険証を交付された方のうち、非課税である負担区分Ⅰ、区分Ⅱの方の交付件数のお尋ねをいただきました。

名古屋市の短期保険証の非課税である負担区分Ⅰ、区分Ⅱの交付件数につきましては、平成25年12月末現在の交付件数268件のうち87件でございます。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 名古屋市では、保険証が未渡しになっている件数は昨年12月末現在で94件もあるとのことでしたが、広域連合は、名古屋市など保険証の未渡し件数が多い市町村を訪問調査されております。名古屋市についてはどんな問題があったのでしょうか。今後の方針についてどのように対応することになったのかお聞かせください。

区役所の担当者から伝わってくるのは、職員は国保と兼務のために個別の訪問がなかなかできないということですが、短期保険証が交付されている世帯のうち非課税の方が約3分の1あるということでした。丁寧な聞き取りをする中で生活保護に至るケースもあるのではと思います。役所の窓口で滞納相談に当たるのは国保の窓口です。ところが、国保の窓口は、支払いの相談とあわせて生活相談や軽度の障害など、いわゆる総合福祉の窓口化していて、窓口には長い列ができることも度々とお聞きします。しかし、未交付を減らすには、対面をして納付相談に応じることが一番の近道だということ。さらに、被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただくためには全ての方に保険証を渡すというのは当たり前のことです。そもそも短期保険証を発行せず、正規の保険証を年に1度届ければ、保険証の未渡しという事態は生じません。ですから、資格証明書はもちろんです。短期保険証も、原則として、交付しないという立場に立つべきであることを申し上げて、再質

問を終わります。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 短期保険証が有効期限切れとなっている件数の多い市町村への訪問調査を実施した状況のお尋ねをいただきました。

短期保険証の交付件数や未更新となっている件数の多い市町村につきましては、先回の定例会後、名古屋市を始め9市に個別に訪問し、短期保険証の活用と未更新者への対応についてお願いをしたところでございます。

名古屋市の状況としましては、電話などで接触が図れているものの、保険料の納付相談に来庁されないなどの理由により、未更新となっている方が多いとの状況でした。このため、広域連合としましては、被保険者と繰り返し接触を図るようお願いしたところでございます。

広域連合から市町村に直接出向くことは、短期保険証の更新要求に対する意識の向上を図る効果があると考えており、今後も未更新の件数の多い市町村には、訪問調査を実施することにより、未更新解消に向けて粘り強く取り組みをお願いしていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、34番、わしの恵子議員の質疑を終わります。

続いて、21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 議案質疑は最後になるかと思えますけど、議案第7号について、3点質問します。

まず、1点目は、歳入の市町村負担金の保険料等負担金766億8,815万7,000円の中に占める保険料負担金と保険基盤安定負担金の内訳がどのようになっているか、お伺いします。

また、保険基盤安定負担金の各軽減分への配分額はどのようですか。

2点目として、自己負担3割の被保険者数と、負担の差2割の自己負担医療費の総額はどのようになっているか。

3割負担から1割負担への変更はどのような場合に可能で、その手続はどのような手続が必要か、お伺いします。

3点目として、歳出に高額療養費301億4,673万9,000円が計上されているわけですが、その財源は、歳入のどの款項目から賄われているのか。

また、おのおの額は幾らですか。

以上です。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 保険料等負担金についてなど、3点、御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

1点目は、保険料と負担金のお尋ねについてでございます。

保険料負担金と保険基盤安定負担金の内訳は、保険料負担金は653億8,838万8,000円、保険基盤安定負担金は112億9,976万9,000円でございます。

次に、保険基盤安定負担金の配分額でございますが、均等割額9割軽減は47億2,717万

4,000円、均等割額8.5割軽減は38億8,252万8,000円、均等割額5割軽減は11億8,283万4,000円、均等割額2割軽減は5億1,305万4,000円、被用者保険の被扶養者であった方への均等割額軽減は9億9,417万9,000円でございます。

2点目は、自己負担3割の被保険者数と負担の差2割の自己負担額のお尋ねについてでございますが、自己負担割合が3割の被保険者数は6万8,344人となっております。

また、3割負担の方の自己負担額の総額は約117億円となっており、仮に、これらの方が1割負担となりますと、約39億円となりますことから、2割分に当たる差額は約78億円となります。

次に、自己負担割合の3割負担から1割負担への変更基準と、その手続についてですが、自己負担割合につきましては、同一世帯に市町村民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいる場合に3割負担となり、それ以外の方は1割負担となります。このため、確定申告などにより所得が変更され、同一世帯に市町村民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいない状況となった場合には、手続する必要なく1割負担となります。また、市町村民税課税所得が145万円以上であっても、被保険者が1人の世帯で、収入額が383万円未満の場合など、収入額が一定の基準に該当すれば、申請により1割負担となります。この場合、被保険者の方がお住まいの市町村の担当窓口申請手続をしていただくこととなります。

最後に、高額療養費のお尋ねについてでございます。

高額療養費の財源は、市町村の保険料等負担金、市町村、国及び県の療養給付費負担金、国の調整交付金、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金で賄われます。内訳を申しますと、市町村の保険料等負担金から36億6,929万2,000円、療養給付費負担金から23億3,389万5,000円、国の療養給付費負担金から70億168万4,000円、調整交付金から19億2,480万8,000円、県の療養給付費負担金から23億3,389万5,000円、後期高齢者交付金から128億8,316万5,000円であります。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤。

それでは、2点目の件ですけど、保険基盤安定負担金の各軽減措置への配分ルールはどのようなになっているか、まず、お伺いします。

そして、3点目、やっぱりこれから高額療養費がだんだん増えていくと思うわけですが、高額療養費の財源の案分額は今の御説明で分かりましたが、案分がどのような規則に基づいて行われているのか、お伺いします。

また、市町村の負担金は当該市町村で起きた高額療養費に限定されたものと理解していかをお伺いします。

以上です。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 保険基盤安定負担金など、再度の御質問を2点いただきました。

1点目の保険基盤安定負担金の各軽減措置への配分ルールのお尋ねについてでございますが、均等割額9割及び8.5割軽減のうち7割軽減相当分、均等割額5割軽減並びに2割軽

減分の全体、また、被用者保険の被扶養者であった方への均等割額9割軽減のうち5割軽減相当分が保険基盤安定負担金に該当いたします。

2点目の高額療養費のお尋ねについてでございます。

高額療養費の財源の案分方法については、特に政令等で定めているものではございません。

次に、市町村負担金は、当該市町村で起きた高額療養費に限定されたものかについてでございますが、市町村負担金のうち療養給付費負担金については、当該市町村で発生する高額療養費により算定しております。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 以上で、21番、加藤芳文議員の質疑を終わります。

通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

34番、わしの恵子議員から通告がありましたので、討論を許します。

34番、わしの恵子議員。

○34番議員（わしの恵子） 議案第7号、平成26年度特別会計予算に対して、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、今年4月からの保険料値上げが盛り込まれるとともに、後期高齢者医療制度の廃止が先送りされ続けているからです。

後期高齢者医療制度は、医療費のかかる75歳以上の人だけを切り離して別勘定にして、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを自覚させるところに根本的な問題があります。高齢者を別勘定にする医療制度の元では、医療費の増加などが保険料負担に直結し、保険料の際限のない引上げがもたらされます。今回の保険料値上げも、軽減対象者を拡大したとはいえ、2年前とほぼ同水準の値上げ率となっています。こんな値上げが2年ごとに繰り返されたのでは、後期高齢者はもとより、これから高齢期を迎える現役世代にとっても老後の不安が募るばかりです。さらに、4月からの消費税増税の影響は診療報酬については0.1%ということですが、来年の10月にはさらに10%に引き上げられようとしているのですから、弱い立場の高齢者への影響ははかり知れません。

だからこそ、保険料の値上げは抑えるべきだと申し上げるとともに、後期高齢者医療制度は即時廃止し、国民を年齢で差別する仕組みの根をきっぱりと断つことを求めて、討論を終わります。

○議長（加藤昭孝） 以上で、34番、わしの恵子議員の討論を終わります。

通告のございました討論は以上ですので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第7号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加藤昭孝） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、一般質問を行います。

これより質疑を行います。

4番、水野正光議員から通告がありましたので、発言を許します。

4番、水野正光議員。

○4番議員（水野正光） 4番、水野正光でございます。

通告に従いまして、2点の一般質問をさせていただきます。

1点目に、消費税の増税と保険料の引上げについてであります。

消費税の導入は、導入時もそうでしたが、政府は社会保障のために消費税を導入する、増税すると言ってきました。国民の間でも、社会保障のためならやむを得ないのではないかと言う方もいますが、しかし、今回は既に年金が下がる中で、消費税の増税は75歳以上の高齢者にはあまりにも無慈悲な仕打ちであると言わざるを得ません。年金も医療も社会保障の根幹をなすものであり、消費税を上げるのであれば、当然、後期高齢者医療の保険料は消費税で充てるのは当たり前であります。今回の保険料の値上げは、その分は国が負担すべきと考えますが、連合長の本音のお考えをお伺いいたします。

2点目に、後期高齢者医療制度そのものであります。

この制度は、75歳という年齢で差別するのはおかしい、また、うば捨て山ではないかと大変不評で、分かりにくい制度であります。一旦廃止が決まったにもかかわらず、いまだに続いているのはおかしいことでもあります。早く廃止すべきと考えますが、連合長のお考えをお伺いいたします。

また、私もこの広域連合の議員になりまして、このシステムや仕組みについて若干の違和感を感じております。この広域連合議会も議員間議論とかそういったことが必要であるというふうに思っていますが、議会のことはさておきまして、それにしても、保険料の徴収、健診事業や長寿健康増進事業など、ほとんど市町村任せになっており、広域連合の責任も曖昧であると思います。このような制度は根本から見直し、いっそのこと、以前のように市町村できめ細かく運営すべきであると考えますが、連合長のお考えをお伺いいたします。

以上であります。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（加藤昭孝） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし） 本音はどうかと言われますと、ええ質問というか、全くそうです。これは何かよう訳が分からんですわね。アクセルとブレーキを一緒に踏む人がようみえますけど、これは目的税というふうにきちっと言ったわけじゃないでしょう。1回目の消費税のときは、そういうような認識が非常に多くて、何が目的税かというような、これは別に条文にこれが目的税と書かんでも目的税ってなるんですけど、だで、福祉目的税と言っておきながら、こっちはあげくの果ては、本当にそんなものですよ、結局。だで、要するに、民間にめちゃくちゃ金が余っておるもんで、それを召し取りたいということなんですよ。財政の根本が間違っておるということで、えらいことですよ。ということで、だけど、かくなる上は、さっきの総理ではありませんので、この制度の中で全力を挙げて公平なものを作っていくということしかないわね、これは。

それから、後期高齢者制度もやめるべきではないかと、これは民主党が盛んに言っておりましたがね。斎藤さんに聞いていただくといいんですけど、どうなっておるんだと、あれはという話でございます。大変評判が悪かったやつですね、名前も悪いとか、いろいろ

言われまして、だけど、僕は基本的には区分会計するのは反対じゃないですよ。わしが言えば誤解するけど、共産主義ではないんですよ、私。実は、やっぱり自由社会の中でちゃんと競争しながら、できれば受益者負担で物事をやっていくという方でございますが、医療の場合は、若干、受益者負担というのが本当に貫徹できるかどうか、生命は平等だという思想になりまして、微妙なんですけど。

正直言いまして、こんなことをやるより市町村でまたやったらどうだという話で、一遍、ちゃんと聞かないかんけど、この制度をやったことによってどれだけ本当にいいことが出てきたかと、お金だけじゃないでね、医療だから、サービス、ということは一遍また検証せないかんですね、ちゃんと。ただ、事務をする人間だけが増えたんじゃないのかと、事務長という偉い人がおみえになりますけど、こういう方がただ増えただけじゃないかという危険性は大変にあるというふうには、正直言うと、思っております。本音はそういうことでございます。あんまり本音は言わんほうがいいけど、そういうことです。すみません。

○議長（加藤昭孝） 以上で、4番、水野正光議員の質疑を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第13、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については事務局に報告をさせます。

○議会事務局長（田原一平） 日程第13、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、受理は平成26年1月20日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長、森谷光夫さんと全日本年金者組合愛知県本部執行委員長、伊藤良孝さんで、紹介議員はわしの恵子議員、水野正光議員でございます。

請願事項は、「1 2014年度改定では保険料を引き上げないでください。」「2 低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。」「3 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。」「4 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産差し押さえ」は行わないでください。」「5 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。」「6 後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。」というものであります。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 請願第1号につきまして、当局の見解を申し上げます。

1点目の保険料を引き上げないことについてであります。

後期高齢者医療制度では財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費などに充てるために2年ごとに保険料率の改定を行っております。今回の保険料率の改定では、何も増加抑制策を講じない場合、平成24・25年度に比べ11.18%の増になるところを、剰余金32億円と県財政安定化基金約94億円の活用により3.28%の増に抑制することとなったものでございます。この増加率については、増加要因である1人当たり医療給付費の伸びと後期高齢者負担率の上昇に保険料軽減の拡大を反映させた上昇率におおむね近いことから、

適切な水準であると考えております。

2点目の低所得者に対する愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度の創設であります。保険料の軽減制度につきましては、これまでも被保険者均等割額の9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減の措置と所得割額の5割軽減の措置が講じられており、平成26年度から、さらに被保険者均等割額の5割軽減、2割軽減について軽減対象が拡大されるところでございます。

低所得者減免など、多数の方が該当する件については、全国一律の措置として国の軽減制度の中で行うべきものと考えております。

また、医療機関等で被保険者が負担する一部負担金につきましては、法令等に基づき、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けた場合を始め、事業の休廃止、失業等のもろもろの事情により収入が著しく減少した場合も、減額、免除、徴収猶予の措置を行っているところであり、独自の軽減措置につきましては考えておりません。

3点目の一部負担金減免であります。

医療機関等で被保険者が負担する一部負担金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、法令等に基づき減額、免除、徴収猶予の措置を行っているところであり、独自の減免措置につきましては考えておりません。

4点目の短期保険証の発行、財産の差し押さえについてであります。

短期保険証につきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設けることにより保険料の納付につなげるために発行しているもので、国の通知等に基づく適正な手続の下に行っているところです。

また、財産の差し押さえ、いわゆる滞納処分につきましては、きめ細やかな収納対策を適切に行った上で、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対し保険料負担の公平の観点から行うもので、保険料の徴収事務を行う市町村において、滞納者の生活状況等も十分に把握した上で適切に事務がなされているところです。

5点目の懇談会の委員の公募の方法についてであります。

当広域連合における被保険者数はおよそ77万人であり、全ての被保険者に公募に関する情報を公平に提供し、公募を行うことは困難と考えています。このことから、被保険者委員の公募に関する情報を知り得た方も、そうでなかった方も、平等な取り扱いとなることを念頭に、無作為に選んだ被保険者の中から懇談会の委員を選定する無作為抽出での公募を行ったところでございます。

6点目の葬祭費の申請勧奨についてであります。

葬祭費は、被保険者の葬祭を行った方に対して支給することとされております。葬祭費の御案内につきましては、被保険者の御家族などが死亡届を提出される際に市町村の窓口において各種手続の窓口案内チラシをお渡しし、葬祭費の支給手続について御説明を行うなど、対象者の方への周知の徹底に努めているところであります。また、日ごろより制度案内のパンフレットやホームページなどで御案内しており、葬祭費の支給についての周知は十分に図られているものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 請願第1号について、質疑の通告はございませんでしたので、こ

れより討論を行います。

4番、水野正光議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

4番、水野正光議員。

○4番議員（水野正光） 4番、水野正光でございます。

請願第1号、後期高齢者医療制度の改善を求める請願書について、賛成の討論をさせていただきます。

請願事項1の保険料を引き上げないでですが、年金が引き下げられ、消費税が引き上げられる中で、保険料の引上げは、たとえ3.28%とはいえ、高齢者にとっては大変な痛手になることは言うまでもありません。

請願事項2の低所得者に対し愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度ですが、75歳以上の高齢者で低所得者の方の生活は悲惨であります。保険料の滞納や病気の重篤を避けるためにも、減免措置が必要であると考えます。

請願事項3の一部負担金減免を生活保護基準の1.4倍以下の世帯まで実施ということですが、社会保障のセーフティーネットとして生活保護基準の1.4というのは理論的に認知された数字であります。一部負担金の減免は特殊な場合のみに限らず、セーフティーネットとして拡大する必要があると考えます。

請願4の保険料未納者への短期保険証の発行をやめ、財産の差し押さえはしないでということですが、この問題は、懲罰的な方法では問題は解決しません。きめ細かい親身になった相談が不可欠であります。早期の納付相談、分納相談、生活相談が大切であり、短期保険証の発行などで解決するものではありません。

請願5の懇談会の公募委員を広く被保険者の中から公募するということではありますが、無作為抽出ではありますが、被保険者の代表を公募委員として加えたことは評価したいと思います。広く保険者の中から公平、公正に応募の機会が与えられ、きちっと意見が反映できるような方法にする必要があると考えます。

請願事項6の葬祭費の支給に関する申請勧奨ですが、26の広域連合で既に実施されているようですが、亡くなったときに葬祭料5万円が支給されますが、申請しないでもらい損ねた方が少なからずみえるということを知り、高齢者、家族に申請漏れのないようにきちっと周知徹底することが必要であると考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（加藤昭孝） 以上で、4番、水野正光議員の討論を終わります。

通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加藤昭孝） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

日程第14、請願第2号「愛知県に対して、健診・ワクチン接種等の補助に関する要望書の提出を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については事務局に報告させます。

○議会事務局長（田原一平） 日程第14、請願第2号「愛知県に対して、健診・ワクチン接種等の補助に関する要望書の提出を求める請願書」について、受理は平成26年1月2日、請願者は、愛知県社会保障推進協議会議長、森谷光夫さんと全日本年金者組合愛知県本部執行委員長、伊藤良孝さんで、紹介議員は、わしの恵子議員、水野正光議員でございます。

請願事項は、「1 愛知県に対し次の要望書を提出してください。」「①高齢者の保険料負担軽減のために健康診査事業などへの補助金をさらに増額してください。」「②肺炎球菌ワクチン接種への補助を国の交付金に県として上乗せし、対象者が無料で接種できるようにしてください。」というものであります。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。

○事務局長（朝倉信也） 議長、事務局長。

○議長（加藤昭孝） 朝倉事務局長。

○事務局長（朝倉信也） 愛知県に対する要望書について当局の見解を申し上げます。

①の高齢者の保険料負担軽減のために健康診査事業などへの補助金を増額するよう求めることとあります。

平成25年7月26日に、愛知県知事に対しまして健康診査事業への財政支援をお願いする要望書を提出したところであります。

次に、②の肺炎球菌ワクチン接種への補助を国の交付金に県として上乗せするよう求めることについてであります。

当広域連合では、国の特別調整交付金を財源として、各市町村が実施している肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業に対し、被保険者の方の自己負担分を除いた予防接種に係る事業費用の全額を対象として補助しておりますことから、愛知県へ要望書を提出することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（加藤昭孝） 請願第2号について質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

4番、水野正光議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

4番、水野正光議員。

○4番議員（水野正光） 4番、水野正光でございます。

これが最後になります。

請願第2号、愛知県に対し健診・ワクチン接種等の補助に関する要望書の提出を求める請願書に賛成の討論をさせていただきます。

請願事項①の健康診査事業や長寿健康増進事業への補助金の増額ですが、健診による早期発見、早期治療は、健康な県民づくりに不可欠であります。医療費のトータルの削減をもっと効果的にすることでもあります。また、広域連合で実施する長寿健康増進は極めて有効な事業であります。本人の負担も大きいことから、受診をためらう高齢者がたくさんみえます。従って、県に補助金の増額をお願いし、受診者を増やすことによって全体の医療費を減らし、国、県、市町村の負担も減り、結果として保険料の引下げにつながる

ものと考えます。また、既に県に要望済みということではありますが、一定の前進があるまで何度でも粘り強く要望していく必要があると考えます。

請願事項②の肺炎球菌ワクチン接種の補助を県にもお願いし、本人の負担なしでできるようにということでもあります。テレビや新聞で西田敏行さんが登場して啓発をしているように、肺炎が日本人の死因の4番目から3番目になったとっています。その肺炎の高齢者は8万人に上り、その4分の1以上が肺炎球菌によるものと言われています。重篤化が問題になっておるわけであり、愛知県では、今年度で全ての市町村でこの助成が実施されていたということは高く評価したいと思いますが、自己負担がまだあるために未接種の方もたくさんみえます。従って、その分を国の調整交付金に上乘せし、県に助成をお願いすることによりワクチンの接種が無料で接種することができれば、接種する方もさらに大幅に増えると考えます。

以上、賛成の討論とさせていただきます。議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（加藤昭孝） 以上で、4番、水野正光議員の討論を終わります。

通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

続いて採決に移りますが、請願のうち、①高齢者の保険料負担軽減のために健康診査事業などへの補助金をさらに増額していただきたい部分につきましては、既に請願の趣旨が実現されておりますので、この部分については議決不要とし、これを除く部分について採決することとしたいと考えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤昭孝） 御異議なしと認めます。

それでは採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第2号のうち、議決不要とした部分を除く部分を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加藤昭孝） 起立少数です。よって、請願第2号のうち、議決不要とした部分を除く部分は不採択とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（加藤昭孝） 河村広域連合長。

（河村広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（河村たかし） 広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の定例会におきましては、提出しました案件につきまして、慎重な御審議の上、御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

制度を預かります当広域連合といたしましても、後期高齢者医療制度の安定した運営のため、皆様方からいただく御意見に十分耳を傾け、さらに、市町村を始め関係機関とも連携を図りながら、被保険者の皆さんの視点に立って業務に努めていく所存であります。議

員の皆様方におかれましては、引き続き格別の御指導、御協力を切にお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（加藤昭孝） これをもちまして、平成26年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 加藤昭孝

署名議員 加藤芳文

署名議員 熊谷行史